

## 資本金等の額に係る変更点について

### ○法人町民税均等割（税率区分の基準となる「資本金等の額」）

平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、法人町民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講じるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とします。

